

## 「少子化対策」の限界と社会的不公平性の拡大

金子 勇

北海道大学大学院文学研究科教授



### 社会変動としての少子化

私はほぼこの8年間、マクロ社会学の立場から社会変動としての少子化現象を分析し、その実践的な対応策を模索してきた。ここにいう少子化は、合計特殊出生率の持続的低下を直接的な指標とし、年少人口率が連続的に低下する社会変動を指す。少子化の原因を未婚率の上昇と既婚者の出生力低下と見なして、その解消を目指して、オリジナルな都市の少子化調査をいくつか行ってきた。それらの成果は順次刊行して、議論の素材にしてきた（『少子化する高齢社会』NHKブックス、2006；『社会調査から見た少子高齢社会』ミネルヴァ書房、2006）。

1994年の「エンゼルプラン」から2004年「子ども・子育て応援プラン」までは、少子化克服の必要条件からの保育支援を重点としたさまざまな政策展開が行われてきたが、結果は厚生労働大臣が認めるほどの失敗に終わっている。

すなわち、2006年4月の年少人口率は13.7%に落ち込む反面、高齢化率は20.4%へと上昇し、この格差は一層の拡大を見せている。2004年の合計特殊出生率は1.29であり、2005年では1.25まで低下し、「少子化する高齢社会」がいよいよ鮮明になってきた。

### 子育ては辛いか楽しいか

図1と図2は内閣府大臣官房政府広報室が毎年実施してきた国民意識調査の結果をグラフ化したものである。現実には子育てしている男女は「楽しい」と回答するのに、「子どもなし」や「未婚者」になると相対的に「辛い」部分が増加する。これは何よりもマスコミによる報道が「子育ての辛さ」や「子育ての大変さ」に集中してきた事実を反映していると考えられる。マスコミの姿勢にも「構造改革」が求められる。

さて、ここではそのマスコミの「報道の仕方」に強い影響を及ぼしてきた言説の特徴を、「少子化対策の限界」と「少子化対策の不公平性」の観点からまとめてみよう。いずれもこれまでの政府・自治体による「少子化対策」を念頭にしている。

### 「少子化対策」の限界

まず「少子化対策」の限界について、以下の5点を指摘する。

1. 従来のジェンダー\*論に立脚する「男女共同参画」論からだけの対策には限界があり、ジェネレーション論の応用としての「世代共生」の発想が不可避になる。これまでの「男女共同参画」イデオロギーのみの対策では、年金問題や健康保険制度への展望が生まれない。
2. 国民は「家族団らん」や「家族のきずな」を志向しているのに、言説レベルでは相変らずの「家族の個人化」がテーマとされており、それを反映した政策も国民ニーズの実態とかけ離れている。
3. 同じく、言説レベルでの大半は「働き方の見直し」論に象徴されるような作文が抽象的にしか行われておらず、社会全体での「子育て基金」の制度論がテーマにのぼりにくい。
4. 「人間の質が向上すれば」、「社会全体の効率性が高まれば」、「人口減少に適応できれば、少子高齢社会は恐れることはない」などの仮定法が多用され続けており、現実的な少子化克服において、無力感を広くまん延させるという逆機能を果たしてきた。
5. 乏しい予算をやりくりした少子化関連事業は栄えるが、少子化を食い止める、反転させるという効果はその種の事業に期待できず、そのために合計特殊出生率はますます低下して、少子

\*ジェンダー：社会的性差

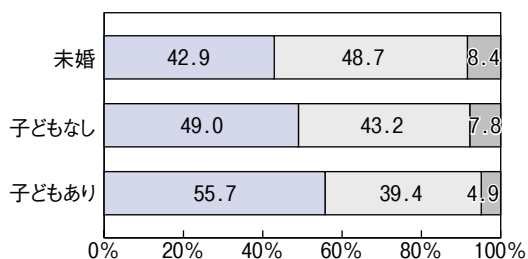


図1 子育ては辛いか楽しいか (男)

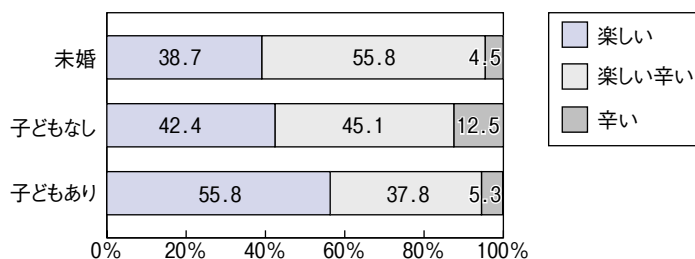


図2 子育ては辛いか楽しいか (女)

出典：内閣府大臣官房政府広報室『月刊世論調査』435号（平成17年8月号）

化が進むという逆説が日本各地に見られるようになってきた。

これらはいずれも政府・厚生労働省レベルにおける15年間の官僚主導の「少子化対策」からの帰結であると考えられる。

### 少子化対策の不公平性

次に不公平性面でも5点を挙げておこう。

- 『平成17年版 少子化社会白書』で初めて広く公開されたように、保育所児童は少数派である。ゼロ歳児が3.9%、1歳児が16.9%、2歳児が24.5%であり、残りの大半は在家庭で母親が軸になって子育てをしている。平成17年5月時点での札幌市でも、それぞれが7.6%、16.0%、19.0%となっていた。ゼロ歳児から5歳児までの全体的な保育所入所率は日本全体で22%、札幌市では18.5%であった。
- 首相自らが主導してきた「待機児童ゼロ作戦」は、全般的な子どもの権利擁護とは無縁なままに、日本全体では22%、札幌市では18.5%の保育所入所児童への支援のみの拡大を狙ってきた性格を濃厚に持ち、結果的に専業主婦の児童を完全に無視するという社会的不公平性を強めるという機能を帯びてきた。
- 在宅で子育てする女性への支援が皆無なことは予算支出面で証明される。国レベルでのデータが不明なので、札幌市での2006年度の予算を使うと、保育関連予算総額202億円のうち、保育所関連が実に198.82億円（98.3%）あまりであり、在宅子ども支援は「子育て支援総合センター」、「子育てサロン」、「一時保育」などを合計してもわずかに3億5300万円（1.7%）であった。これを私は保育偏重による不公平性と見る。
- 加えて、一人当たりの保育所運営費と保護者が支払う保育料には大きな格差が生まれている。たとえば、2005年の札幌市ではゼロ歳児保育には平均して月額197,495円が使われているが、

保護者の支払う月々の保育料は19,588円にすぎず、この差は10倍になっている。平均すると、ゼロ歳児から5歳児までの一人当たりの保育所運営費は89,064円である反面、保護者の支払いは16,371円となり、5.4倍の受益格差になっている。

- 他方で、児童の権利条例を作る動きがあるが、一定入所資格を前提として保育所入所が決められる法律を見直さない限り、母親の就労の有無による児童の権利の侵害は解消されない。現在国会で審議中の「認定こども園」構想が実現すれば、このような在宅保育を受けている児童の権利と保育所入所児童との扱いに格差が生じにくいので、早急な児童福祉法にうたわれた保育要件の見直しが必要になる。

### 社会目標の設定を

すべての計画がそうであるように、具体的な政策目標を提示して、効果的な資源投入を図ることが肝要である。その意味で、現職の厚生労働大臣が2050年に合計特殊出生率を1.39に上げると表明したことは評価できる。1.39が妥当な目標化かどうかの前に、政府がこのように新しい対策パラダイムを持ちうるかどうか重要であろう。

1950年生まれの最後の団塊世代が65歳になる2015年は、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」が切れる年でもある。高齢化と少子化の両方の対応に残された期間はわずかに9年しかない。危機への備えは大丈夫だろうか。

### profile

#### 金子 勇 かねこいさむ

1949年福岡県生まれ。九州大学文学部卒業。同大学大学院文学研究科博士課程単位取得。研究分野は少子高齢社会学、社会変動論。'89年第1回日本計画行政会賞、'94年第14回日本都市学会賞（奥井記念賞）受賞。著書『社会調査から見た少子高齢社会』（ミネルヴァ書房・2006年）、『少子化する高齢社会』（NHK出版・2006年）など。日本社会学会理事、「社会学評論」編集副委員長、北海道社会学会会長。文学博士。